

第8回総合体育館基本構想検討委員会 議事録

日時：令和4年1月31日（月）午前9時30分～午後0時25分

場所：マリンパレスかごしま

1 開会

2 議事

(1) 基本構想（案）について

（西スポーツ施設対策室長 説明）

（委員長）

はい、どうもありがとうございました。それではですね、ただ今の基本構想（案）につきましての説明で、皆さんの方から何か御意見・御質問などございましたらお願いします。はいどうぞ。

（A委員）

Aでございます。皆さんで共有されてきたことですが、今回複合的な多機能性を持った新総合体育館の整備地の配置のドルフィンポートの南側について、やはりスポーツの振興を中心としながらもコンサートとか、コンベンション・展示会等々の機能性を持って整備、景観にも十分配慮されているし、満足できるものじゃないかなというふうに思っております。特に、また屋外展望デッキも館内の飲食・物販・フードコート等々とも連携するということが、本当に非常に大事じゃないかなと。やはりスポーツとかイベントがないときも、賑わう部分を作る場所としても重要になってくるんじゃないかなというふうに思います。そういったので、まちづくりとか、まちの賑わい、中心市街地との回遊性といった経済波及効果を考えますと、基本構想としてはいいんじゃないかなと思います。

そしてまた、隣接するドルフィンポートの北側の利用のあり方、これも将来を見据えた多目的利用、イベントとかあるいはウォーキング、ジョギング、あるいはオリンピックにも採用されているスケボーなんか利用するとか、住吉町15番街区の駐車場の利用、これも将来の利用も検討しながら、とりあえずは駐車場にして、こういう考え方でいいんじゃないかなと思っております。

それで収支のところですが、全体で収支・収入が2億800万ということで、やはりこの中で、多目的利用による収入というのが8,100万ということで、40%くらいを占めているので、やはり多目的利用というのが収益性から考えて大事だなというふうに感じています。収支の概算ですが、マイナス8,900万というふうになっておりますけれども、例えば私の認識では鹿児島アリーナが約2億円ぐらいのマイナスじゃないかと、現有の県立体育館も2億円近いマイナスじゃないかなというふうに思っているんですけれども、そういう意味から考えると今回は概算9,000万ぐらいのマイナスということは、非常に

改善されているんじゃないかなというふうに思っています。そういう意味でも、民間事業者の経営ノウハウとか技術能力をもっと活用すれば、収支の差・マイナスが小さくなっていくのではないかなというふうに感じています。これは、あとでPFIの問題とか出てくると思うんですけど、そういった意味で県の財政状況、毎回言っていますように非常に厳しいわけですね。そういうことと人口減少、少子高齢化等々を考えたら、かなり持続可能なサステイナブルな施設づくりというのが、求められてくるんじゃないかなというふうに思います。この辺の収支のところの私の意見ですけれども、これについて事務局の方からも見解をお聞きしたいというふうに思います。

(委員長)

はい、どうもありがとうございました。基本構想(案)につきましては、概ねこれまで議論してきた内容が入っているということでしたが、収支のところについて意見がございました。収支について説明を求めるものでございましたか。

(A委員)

見解をちょっと述べたのですが、それについて事務局はどのように考えているのか、そういう考え方でいいのかですね、お聞きしたいなと思います。現状でもですね、今の現体育館とか鹿児島市のアリーナなどよりは非常に良い収支のようですが、これも多目的利用を入れているからこうなっているわけで、もうちょっと民間の経営ノウハウとか活用していけばもうちょっと収支の差が縮まるんじゃないかと。私は願わくは、収支トントンぐらいにいけば、非常に鹿児島県の財政にも貢献するし、持続可能、これが一番大事だと思いますね。一回作ったら、50~60年使わないといけないわけで、これが非常に維持管理費を考える前に大事になってくるんじゃないかなと思いますので、その辺の御意見も事務局にお聞きしたいと思います。

(西室長)

A委員から貴重な御意見、御提言をいただきましてありがとうございます。事務局といたしましても、今回とりまとめをお願いしております、基本構想(案)をベースに今後、PPP/PFI手法の導入の検討など整備運営手法につきまして、検討することといたしておりますけれども、このあたりを今、まさにA委員の御提案がありましたとおり収支の改善を見据えながら、例えば附帯施設における民間活力の導入なども含めながら財政負担の軽減であるとか、持続可能性のある施設整備に向けた検討を引き続き進めてまいりたいと考えております。

(委員長)

よろしいですね。

(A委員)

はい。

(委員長)

それでは、他に何かございませんでしょうか。

(B委員)

Bでございます。意見が結構あるのですが、構想(案)の第4章から第6章についてそれぞれあるんですけども、はじめに全部申し上げたほうがいいですか、章ごとがよろしいですか。

(委員長)

では、まとめておっしゃってください。

(B委員)

はい、分かりました。

まず、第4章の動線計画のところに関してですけれど、桜島などの景観とか、本港区のランドデザインもそうですが、これまでも検討委員会でも意見が出されて、事務局でも検討を行って、前回と前々回に整備予定地と配置は決められたところであると理解をしております。

しかしながら、前回の会議以降、早速鹿児島市長からサッカースタジアムを住吉町15番街区ではなくて、ドルフィンポート跡地の北側にといいコメントだったり、また鹿児島市の第2次都市マスタープラン策定協議会でも本港区の利用について中長期的な議論が必要ではないかというようなコメントがあったというような報道もありました。これらの発言により、本来はこの県の総合体育館の検討を進めるにあたって、本港区エリアを整備予定地として選定した段階で、このエリアでのコンベンション施設やサッカースタジアム、市電延伸などと同時並行に検討を進めるべきであるということが、改めて明らかになったというふうに言えると思いますし、このコメントがこのような形で報道されること自体が県と鹿児島市の連携不足、調整不足というものを如実に表したものだと言えるものではないかと考えております。

第4章の5の動線計画でいいますと、鹿児島市の事業ではあるんですけども、市電の延伸の話というのは一切考慮されておられません。市電の路線によって、歩行者の動線が変わってくると思いますし、それによって車両の渋滞の場所や程度も変わってくるものと思われまます。確かに、市電の延伸の話は具体化していないので、それを考慮してというのは難しいであろうというのは考えまます。そうであれば他方で同様に計画が具体化していないサッカー等スタジアムについて住吉町15番街区が候補地となった場合の記載があるというのは、逆に極めて唐突であって、強い違和感があります。この点、整合させるべきではないでしょうか。

また、この動線の交通計画自体、例えばサマーナイト花火大会の際の混雑具

合を考えますと、歩行者の横断が車の右左折を妨げて渋滞する事態という点のみならず、歩行者が車道に溢れるような事態までも想定する必要があると思うのですが、そのような事態も想定されているのでしょうか。想定が甘くはないかなという疑問もございます。

次に第5章の事業費、収支及び経済波及効果の試算についてですが、これらについては考え方が具体的に明示されていないものですから、私としましては、今回の内容の妥当性を判断するというのは困難ではないかと思っております。例えば、事業費の施設整備費というのは、他県の類似施設の工事費単価をもとに試算をしておられますけれども、本県独自の事情である、例えばですが、住吉町15番街区を駐車場敷地とする際に防災上の観点からかさ上げ工事が必要となってくると思うのですが、その経費はどの程度要するのか、概算の中で考慮されているのかということも不明ですし、経済波及効果の来場者の行動に伴う効果というものも、県の統計課の推計値をもとに試算されているようですけれども、利用の7～8割を占めると予想されるスポーツ利用者による経済波及効果というものは、一般の観光客よりは極めて限定的と思われるところ、そういったものを考慮に入れておられるのかということも不明です。

このようにこれらの試算額の妥当性については、私としましては、疑問が拭えないところがありまして、今の段階では何とも言えないのではないかなと思っております。特に、費用については見通しが甘いと県民の将来の負担が増大するということに繋がりますので、そこはどんぶり勘定ではなくて、シビアに考えるべきではないかと思えます。

続いて第6章です。ここは細かい話になるのですが、まず、整備・運営手法の整理の今後の検討というところで、①の採用手法の選択の箇所については、従来型手法ではなくて、PPP/PFI手法を選択するというように読めます。まず、選択するのは手法ではなくてDB方式とかDBO方式、PFI方式といった方式なのではないでしょうか。この辺、ちょっと分かりにくいので、誤解のないように表現を工夫すべきではないかと思えます。

それから47ページの施設の持続可能性のところですが、「今後検討を行うPPP/PFI手法において附帯施設に民間活力を導入するなど」というような記載がありますけれども、これは附帯施設については従来型に代えてPPP/PFI手法をダイレクトに選択するという趣旨なのか、ここは確認させていただきたい。

それから、すみません、最後です。ここが一番言いたいことなのですが、これまでの検討の過程で、県の総合体育館の検討とコンベンションやサッカー等スタジアム、市電延伸の話と同時に並行で進めていくべきであったのではないかというのは、先程述べたとおりです。これらは当検討委員会の議論においても、調整未了で不透明な状況、何も進展しなかったという評価にならざるを得ないと思えます。景観の面も含め、まちづくりの観点からは調整すべき問題が山積しているのに、その議論はせずにこのまま総合体育館の整備だけを進めてしまおうとしたら、例えばサッカー等スタジアムの議論はどう進むのだろうか、コンベンション施設はどうなるのだろうか、市電の延伸はどうするのか、ドルフィ

ンポート跡地はどうなってしまうのか、市民・県民の心のよりどころである桜島の景観が将来的には損なわれてしまうのではないかと、こういったことを県民は知りたいんだと思います。そして知りたいのに情報が何もなくて、分からないということに不満や不安を感じているんだと思います。

第6章の配慮事項の最後 47 ページになりますが、関係者との連携というのが謳われています。事務レベルでの連携は当然のことでありまして、むしろ体育館の検討が進む中で、ようやく最近、県と鹿児島市の課長レベルでの協議がスタートしたというのは、あまりにも時機を逸した感さえあります。そういう意味ではこの検討委員会についても、誰がどういうレベルで、どういう形で、どのように連携し、どう県民に還元するかということは何ら具体化されていないというふうに考えます。整備地がドルフィンポート跡地となった以上は、総合体育館の問題というのは、県都の顔であり財産である本港区のまちづくりに直結することなので、県民・市民の関心は高いはずだと思います。県と鹿児島市の観光振興策にもろに関わることでありますから、これらの積み残し課題については、広くオープンに議論する必要があると思います。そのために、県も鹿児島市もメンバーに入った県民市民会議なり、有識者会議なりというものを早急に立ち上げて、本港区の開発についての広範囲での中長期にわたる明確なビジョンを示して、総合体育館についてもその中で統一的に議論を深めていくべきかと思っています。今回の基本構想（案）の関係者との連携のところに、以上のことを明記してオープンな会議体を速やかに設置するということを提案したいと思っています。以上です。

（委員長）

どうもありがとうございました。今の意見の第4章、第5章、第6章に係るところ、それから当委員会も含めて今後どのようなまちづくりを進めていくかということも研究してほしいという、そういう話だったと思います。

第4章については、最後のところとかなり関連性が強いと思うのですが、グランドデザインとの関係、サッカー等スタジアムとの関係、市電の延伸との関係、そういったお話についてはこの委員会の中でも逐一出てきていた話だと思います。それにつきましては、総合的に考えるということが、私の意見ですけれども先にあった方が議論は非常にしやすかったと思います。ただ、それが無い状況の中で総合体育館の検討委員会というのは、その中で総合体育館をどのようにして作っていくのか、あるいは整備地をどうするか検討することで、スタートしたわけですね。そういった中で、色々それまでのデータとかあるいはそれまで議論されたこと等々はかなり多く、この場で提供してきたと思っています。そういった条件の中で、この委員会としてどうするかという形で進めていったというのが、現状だと思います。その結論が、こういった形で基本構想（案）として提案されているということです。もちろん、総合体育館というのは、永年の懸案事項であったわけですし、それからその整備する場所についても県民の関心があったわけですから、そういったところをどう考えるのかということ是非常に重要なことだと思いますので、最後におっし

やられていたような形で、行政との関係性、市民・県民との多くの議論をといるところは、基本構想（案）を提案して、それをベースにして議論されていく必要があると思います。私の意見としてはそう思っているところです。

それから第5章のところですね。試算につきましては、今、B委員がおっしゃられたことは当然そうなのですが、現状ではこれは試算という形で、概算でやるしかないのです。なので、これが限界かなと私は思っております。ただ、どういう形になるかというのは、色んな方法があると思います。じゃあそれをここで議論して、これがいいよというのは、中々メンバーがどういう立場の人かという面でも違ってくると思います。なので、この委員会としては、このように他のところを参考にする形で試算を出すぐらいしか出来ないと思っております。基本的なところで出てきているのはこれでしょうかないかなと思っております。ただ、今後は行政の方で、これをやっていくわけですから、そこで従来型の手法がいいのか、あるいはPPP/PFIの手法が良いのかですね、そこはケースバイケースによって違うし、公的と民間でやる場合と自ずとやり方も変わってくると思います。例えば、民間の手法を入れますと、一方でこれは体育館で使う、特にアスリートファーストというそういうコンセプトで進めますので、そうするとそこを損ねるようなことになってはいけないわけですね。そうした時に、コストアンドベネフィットのところをどうとらえるかというところでもものすごく変わってくる。それから経済波及効果についても、当然どこをとるかによって変わってくるのだけれども、現状のところでは、これは直接的にその収入のところに入りませんけれど、鹿児島県全体として、どういうベネフィットがあるよと一つ何か指標として提示することになるとこういう形しかない。もちろんそれは、この案をベースに体育館をどのように作っていくかということも議論していければと思っておりますが、この原点の第5章の試算につきましては、これが限界かなと私としては思います。

第6章については、防災とか、それから数値的に評価しづらいところも、出てきます。それに対してどうするかということについてもやはり今のところで試算という形でやるしかないかなと思っておりますけど、その辺のところは、事務局の方にお聞きしたいと思っております。

ということで、私の意見としては、この委員会におけることは、限界があり、B委員がおっしゃられたことと言えば、今後これをベースにして議論する時に、行政の方でまた議論があると思っておりますから、その時にそれを反映させていただければと思っております。

それから、一番最後のところですね、関係者との連携のところは、おそらくおっしゃられていることは皆さん共有されていると思っておりますので、そこは反映されればと思っております。

（西室長）

それでは、事務局の方から今の委員長の御意見に加えまして、事務局の方から補足いたします。

まず、先程B委員からございました、今回の体育館の検討と鹿児島市の事業

との関連についてでございますけど、まず市電の延伸について何も考慮されていないかという御指摘でございますが、これにつきましては鹿児島市の担当課とは、レイアウトの検討につきまして、きちんと十分に共有した上で、今回の内容についてお示したところでございます。

一方、サッカー等スタジアムにつきましては、これまでの経緯といたしまして、住吉町 15 番街区につきましては、鹿児島市の方から申し出があれば県として前向きに検討することは可能ではないかという見解をすでに県議会等で表明しておりますことから、それを踏まえて具体的に住吉町 15 番街区としてサッカー等スタジアムの検討もあるという前提のもと、レイアウトをお示しているところでございます。

続きまして、B委員から御質問ございました、収支の施設整備費について、例えば住吉町 15 番街区のかさ上げ等について考慮されているのかというお尋ねございましたけれども、これにつきましては基盤造成費の費目の中におきまして、今分かる範囲で金額の方は考慮した上で、積算してございます。

それから次に、PPP/PFI手法の記載につきましてお尋ねございました。具体的には、39 ページの①の採用手法の選択についての記載についてでございますけど、これにつきましては手順を追って御説明いたしますと、①の採用手法の選択としまして、まずはこちらの 1 行目の右側でございますけど、各方式を中心に検討を行いまして表でいきますとPPP/PFI手法のうち、DB方式、それからオペレーションを含めましたDBO方式、PFI方式のいずれかが総合体育館の検討に当たりまして適切だということがまずは検討することとしています。その上で、②でございますけど、そこで決まった採用手法につきまして、種々検討を行いまして、事業費スキームを構築した上で、この表ですと従来型手法とどれだけ差がでるのかというのを比較しまして、導入の適否について評価を行う、そのようなプロセスになっておりまして、その旨を記載しているところでございます。

それから、経済波及効果におきますB委員からのお尋ねで来場者のうち、スポーツ利用者と一般の観光客というのは、そもそも単価が違うのではないかというお尋ねでございますけど、これにつきましては、試算上といたしまして、全て観光客も含めまして、民間コンサルタントとの確認・協議の上、全ての利用者につきまして平均の上、県の公共の単価を用いて試算したものでございます。なお、この数値につきましては、類似の施設であります香川県の数字と比べても遜色ないものとなっておりますことを、併せて御報告いたします。以上です。

(委員長)

それではC委員どうぞ。

(C委員)

はい。B委員の御意見と、それから後程説明があります県民からの御意見も含めても、少し確認することが良いのなと思っております。今の検討委員会で

の基本構想というものの役割について、少し思うんですが、今まで敷地の選定も含めてかなりオープンに話しをやってきまして、色々な評価軸の設定であったりとか、様々な基礎データがある中で、いったん、こういう結論に至っている訳ですけども、やはり大事なのがそれがどういう根拠なり、背景をもってこの結論に至っているのかということをやちゃんと検証できて、それが今後のより幅広い議論の一助になるということが大事だと思います。そういう意味では、いくつか限界があると委員長おっしゃいましたが、この委員会、あるいは事務局にしても、きちんとしたバックデータをつけた話をしていると思うので、決してあまり進んでいないということではなくて、これをもとにですね、今後例えば市が考えているものの実現可能性も含めて調査をやるための根拠としては、非常に良いものができると思っていますので、そういう意味での成果はしっかりとあるのではないかなと私はあると思っています。

それで、先程事務局の方から説明がありましたけど、市電の延伸に関して、一応こういうこともできるんだと、私はしっかり書けばいいような気がするんですよ。ここでこういうふうな検討をしているが、それに関しては市電の延伸に関して視野に入れていることは研究してるはずですし、スタジアムに関してこれは市の方でも3つの候補地があって決まっていなみたいでなんとも言えないところではありますけれども、一応市の方で検討している検討状況を踏まえてここで仮にこの条件で考えるのであれば、御回答のとおり一つの答えが県としてはこう考えていると思いますので、逆になぜそうなっているのかともう少し言えるのであれば書いても良いかもしれません。

要するに結果として何をどうするかという、例えばスタジアムの話であるとか、色々なことを含めてどうするか。おそらく計画の熟度というか、あるいは様々な事業の煮詰まり具合とか、様々を考えると、大きくタイミングがずれると思うので、現時点で同時に検討するという段階じゃないと思うんです。ですが、そういうことが計画としてあるのであれば、県民や市民のそういう御意見もあるのであれば、それは決して議論しないわけじゃなくて、今後しっかりとすればいいのですが、そのために使える情報というのを県立の総合体育館を建てるとある枠組みにおいてしっかりと検討してきたわけですから、これを使って議論していただいても私は良いのではないかなと思っています。

委員長は、限界とおっしゃいましたが、我々の使命として、役割として、そういう役割の中でやってきたものですから、これに関しては十分やったのではないかなと思っていますし、むしろそういうふうに限られた議論であるというように読めるようなまとめ方になったのだとするとすごく残念で、しっかり他の、特にこの場合鹿児島市さんとですけども、市の方で検討するものを盛り込むことは作っているんだということをもっと全面に出すといいんじゃないかなと私は思います。

それからもう一つですね、試算の話がありましたけど、36ページ、最初にA委員から御指摘されましたけど、この自立度0.7というところが結論になっているのですが、後ろのページにあります参考資料の中にですね、収支状況、自立度に関して、カテゴリー別にどのぐらいのところが、目標値なんだという資料

に書いているのですが、例えばこの自立度0.7というのは今回、A委員がおっしゃるように、その多目的利用というのをある程度見込んで、きちんとサステイナブルな施設として成り立たせるんだという、割と大きな施設計画の狙いに対する1つの検討委員会としての目標値ですし、たぶん結論ということだと思っただけですね。この0.7というのがいったいどのぐらいの位置づけになるのかということがもうちょっとははっきり分かった方が良いんじゃないかなと思っただけですね。これ本文だけ見てみると、自立度1というのが理想ですよ。0.7なので、それに至ってないからダメじゃないかというふうにこれ読めちゃうんですけど、普通に考えてこれ相当高い数字で、逆に見方によってはちょっと甘いんじゃないかなという見方もあるかもしれませんが、とりあえず0.7という数字がどういう位置づけになっているのかということがしっかりと根拠資料をもとに見せて、むしろこれは我々の検討委員会が目指すべきというか、構想として目指すべき姿として提示しているものですので、こういった形で自立可能な施設、ある程度経済収支として見込みのたつ、持続可能なことで収まってくる施設というものを多目的利用も含みながらやっていくんだというふうにそこはもうちょっとははっきりとここはどういう意味を持つのかしっかりと謳った方がいいんじゃないかなと思います。これはすごく大事な話だと思います。そこのところの意義というものをしっかりと書いた方が私はいんじゃないかなと思います。

(委員長)

どうもありがとうございます。最後におっしゃったところは非常に重要なところだと思います。この0.7というのは分かる人は分かるけれども、これはもう少し説明を付け加えていただければと思います。それから、前半のお話については、基本的にこの委員会でやれることは十分にやってきたと私も思っております。ただ、それを他の施設をどうするかという、あるいはまちづくりをどうするかというところまでですね、ここで全部包括してできるかというところについては限界があるのではないかなと思います。なので、これまでの検討委員会の資料を添付しているわけですから、これをベースにして議論してもらえればいいかなと思います。それで、これで決まるというよりは、これが一つの方法として議論していくたたき台としてという趣旨がかなり強いと思いますので、そのためにもこういった形のものがあることによって、進んでいく一つの契機になるのかなと思います。

他に何か、はいどうぞ。

(D委員)

はい。Dです。ちょっと途中で、会場の方の音声は若干聞こえない状況になっておりましたので、少し会議の流れに沿わないところがあるかと思っただけですが、一言お話をさせていただきたいと思っただけです。

体育館の基本構想(案)をいただきまして、この中の収支計画について、今回この検討委員会の最初のころから、鹿児島県の財政の状況、また将来への負

担などを考慮するために体育館の建設事業計画に費やすことができる予算規模はどのぐらいなのかを明示してほしいということを最初の方からお伺いしてきました。ですけれども、体育館の規模やコンセプトを検討しないと試算が難しいという趣旨の回答をいただいております。今回重要な設備計画においては、重要な要素である予算規模、こちらが明示されないまま、体育館のコンセプトや機能を協議する、検討せざるを得なかったというのは残念に思っております。今回、施設整備費や、また維持管理・運営費の試算というのを示していただいております。ただ予算規模が適切かどうかということが、判断が非常に難しいと思っております。事業を行う際の支出を先に見積もって、それに合わせて収入を得ようとする、無理が生じ、将来的な疲弊に繋がってしまいます。具体的に申し上げますと、この設備計画のためにどの程度借入れをしないといけないのかというようなことは財源の検討を整理手法もあわせて行うことなので、今はまだ分からないのかもしれないですけれども、それがどの程度の範囲になるかということは、非常に懸念をしているところです。

また、これらの収支計画で維持管理・運営費は挙げられているんですけども、実際にはこの借入れによる返済、収支のことを考えるのであれば返済の支出、また利息の負担なども大きく影響してきます。それを除いたところだけを示しても、十分に検討するのには足りないのではないかと考えているところです。

また、収支の観点だけではなくて、地方自治体についても昨今の公会計の観点から施設については、減価償却費なども含めたフルコストでの行政コストを把握して評価することが重要視されてきているかと思えます。収支だけではなくて、減価償却費なども含めた経常費用、またそうすると経常収入のバランスについても十分に検討すべきではないかというふうに思っております。先程、利用料収入の根拠などについても話があったかと思うんですけども、収支計画ではまだ触れられていない部分が非常に大きいかと思えます。この基本構想（案）ですから、どこまで織り込むかというのは難しいと思えますけれども、これだけで判断するのではなくて、十分に検討を行い、協議を行って、計画を立てていただきたいと思えます。私からは以上です。

（委員長）

はい。ありがとうございます。ただ今の意見は、この収支につきまして、やはりまだ不透明だというか、ここに出ていないということですね、そういったものがあるので、その辺のところはもう少し詳しいデータを出して検討して欲しいということだったと思えますが、これにつきましても具体的にどういう形でこの整備・運営していくかというところの関わりがかなり大きいと思うのですね。

なので、その辺のところはやはりしっかり、今D委員がおっしゃられたようにそういうことも含めて検討して進めて欲しいということは申し伝えていく必要があるというふうに思っております。

どうもありがとうございます。それでは、E委員。

(E委員)

委員会も終盤を迎えましたので、今回総括的なお話もさせていただくことになりまして、これまでの意見に共通する部分がありますけれども、意見を述べさせていただきたいと思います。

委員会の趣旨として、具体的な施設の機能、規模・構成の検討、その上で整備候補地の検討を行うということでありました。施設の必要性や機能、構成の検討についてはコンセンサスが図られた、整備候補地としてはドルフィンポート跡地を中心とする本港区地区がゾーンとして望ましいというのが様々な意見があるものも多数を占めた。ここまでの決定が委員会の限度であるというのが、私の意見でございました。しかしながら、それでは先が見通ししづらいということもありましたし、前回県から提示されたドルフィンの南側案に意見をはさまなかったのは具体的な案が示されなければ、その後の議論が進まないと思ったからであります。すなわち、色んな議論がコンセンサスが得られたところではありますが、どこにというところからは委員で様々な意見が別れるところでありました。ただ、やはり具体的な案をまず示して、それに対してどのような考えがあるのかということを広く県民にも意見を求めるという視点からすれば、今回この後議論されると思いますが、たくさんの意見がこの案を巡って県民からも寄せられていて、県民の方々の強い関心が、体育館への思いが強いものがあるということが分かったという意味では評価できるのではないかと思います。言い方は少し違うかも知れませんが、具体的な案というのはやはりワークショップ的なものでこのような形で作って見た場合、どのような波及効果が生まれるかということ具体的な視点で検討するという意味では4章、5章、6章もあるかなと思っております。

本港区につきましては、やはり鹿児島県の宝でありまして、これまでも多くの議論がなされてきた地域であります。いつまでも、このままにしておくのが良いというのではありませんし、あまりに聖地化してしまえば誰も手が付けられないということになります。また、首長の選挙によるシングルイシュー化はどうかと思っております。そのような世論形成、あるいは報道姿勢というのも課題だと私は思っているところでございます。しかしながら、県民・市民が多くの注目をしているこれからの議論については本港区において、今後想定される魅力あるまちづくりに関わる施設や機能との関連性、あるいは土地の用途変更、道路の付け替え、市電の導入などさらには近隣住民からの意見聴取、それらの都市計画やまちづくりの範疇に入るものが多々ありますので、専門家の議論に倣えるべきことや鹿児島県・鹿児島市あるいは議会も含むのでしょうか、経済界、地域住民、まちづくり専門家等でテーブルを形成して議論を深めて欲しいと願っているところであります。まあ、その協議会によってはこの配置計画そのものが変わっても構わないと思っております。

全体の中で、配置計画について次の第4章に記載がありますけれども、精緻な配置計画や動線、入り口の向きですとか、さらには多目的広場や屋内デッキの考え方など矢継ぎ早に提案がなされて、そんなに議論を進めているわけでもないままこの委員会これを承認するというのは、という気持ちもあります。今後、

留意すべき課題ということでは、意味があると思うのですが、それは後半の方に整備に向けた配慮すべき事項というのがありまして、その部分に記載する方法もあるのかなと思っております。こうしなければならないというものよりも、体育館を作った場合にはこのようなことに配慮しなければならないという項目、留意すべき事項にあたると思ひまして、精緻すぎるあまりそれが果たして正しいかどうかという議論はそんなに深めていないのではと思っております。

交通対策についてですが、これも記載されていることはその通りと思ひますけれども、あくまでも体育館を利用する側の立場の考え方でありまして、この委員会で議論することに意義はあるという一方、体育館を建てられる側の立場、本委員会が整備候補地の議論となるにつれて、大事な県民の資産である一等地に手を加えるにあたって、その慎重さが求められていることと同様、地域の方々へ不満が生じないかという視点も重要になってくるのではないかと。利用する側に立って、そのことによっておそらく少々障害を感じるであろう地域住民の方々に対する配慮という意味であります。この議論もこの委員会の限度これは超えているのではないかとと思ひしております、次の都市計画のレベルで十分に議論していただきたいところであります。

事業スキームのところですが、PFI方式は民間活力を導入することによりまして、事業採算性に長け、利用頻度を上げて賑わいの創出の観点から意味のある手法である一方、採算性を重視するあまり主な体育館機能を弱め、アスリートファーストが阻害される危険性もあります。今回、委員会で協議したアスリートファーストの精神をしっかりと担保する方法、つまり体育館のスペックと使用頻度を厳守させる必要があるのではないかと。そういう観点からは、体育館だけのPFIというのは少し無理があるかもしれないと思ひしております。他に何らかの機能を付加する、あるいはエリア等ももっと広げる必要があるかもしれない。これも体育館の議論を少し超えてしまう、まちづくりの視点になるかもしれないと思ひしておりますが、議論が必要になってくるのではないかなと思ひます。

(委員長)

どうもありがとうございました。今、E委員からおっしゃっていただいた意見につきましては、これまでの委員会でも発言し続けていただいたことだと思います。私もそれはその通りだと思ひしております。ただ、C委員からも先程ありましたように何かたたき台がないと議論が進まないという所も現実としてはあるのかなと思ひます。なので、ここまでは議論できないという部分ですが、資料として、こういう予定をしているなら、この第4章以降につきましては、議論すべきものではないのですが、こういう形になりますよという話になっています。なので、これは形として第4章配置計画の所に書いたのですが、第4章以降のところの最初のところで最後に配慮すべき事項がございますけれど、「今後整備するにあたって検討する事だと思ひますけれども」のように最初のところで説明してもらって、その中身については第4章以降はそれで

いいのですけれども、そのような形で反映してもらおうと言うことで良いですか。
ということで、これが一つの材料として今後のまちづくりに生かされるということが重要だと思いますのでよろしくお願いします。

(C委員)

先程D委員が仰っていたことというのは、私もちょっと気にはなっていました、施設整備費と維持管理・運営費というのは記載がありますが、これが実際どのような形でというもうちょっと書いてあった方がいいのかなと。特に、先程後段で出てきまして、PFIの話が39ページに書いてありますけれども、ここに謳っていることを見ますと、基本的にはPPP/PFIの中でどれかの手法を選択するというふうな書き方は書いてあるので、恐らく従来の手法ではなくて、PFIで検討していくんだという書き方だと思うんですけども、そうだとした場合に、先程、予算という話をD委員が随分仰っていましたが、多分、予算でも恐らく単年度予算で、あるいは起債してというような話ではなくて、おそらくPFIをやっていく中で断続的に支出されていくことになるでしょうし、あるいはそこに先程お話しがありましたように様々なものが乗っかってきたりとかもすると思うんですよ。それから今、E委員が仰ったように、PFIの仕組みが変わればそのあたりの状況も変わってくるでしょうけれども、ちょっと思ったのは、34ページでの積算の項目と38、9ページの手法の間の繋がりがあまりよく見えなくて、これもさっきのこの205~245億円どうするのかっていうところが、ちょっと読みにくいかなという感じがするんです。ですので、これはあの事務局でどの程度の労力になるか分からないんですが、私の希望としてはPPP/PFIの手法に最もこの手の施設で多く導入されているDBOですかね、あるいはPFIの先進事例があればですね、その中でどのくらいのタイムスパンで、年間どのくらいの公費の支出でPFIが実現するかとか、事例の参照でもいいので、実際のこのこれから先、できそうなものっていうのがもうちょっと分かるように例示していただければいいのではないかと思います。もちろん、そうするのだから、これであるべきだっていうことではなくて、多分、それでいいのかどうかっていう議論を今後しなければいけないと思うんですが、今ちょっとそういう意味での何がPFIになったときに起きるのかっていうことがちょっと見えにくいというのが、我々はある程度知識があるのでイメージができるんですけど、多分一般の県民はなかなか分からないと思いますので、その辺りはもう少しですね、具体的に例示をしていただくなり、今のとりまとめで想定している今後の執行状況について、分かるようにしていただけるといいかなと思います。以上です。

(委員長)

はい、どうもありがとうございました。第5章のところですね、事業費と収支についてのところで、例えば施設整備費についての概算の表があって、それから収入の概算のところがあって、そして収支の概算のところがあって、そしてその後には今度は第6章のところで整備運営手法というのが書いてあって、そ

このつなぎっていうか、そこが分かるような形でつないでいただく。それからさっきE委員おっしゃったように、これは体育館なのでこれをPFIでやれるのかとか、なかなか難しいところあると思うんですけど、そういうところも含めて少し例示をして頂いて、今C委員おっしゃられたように、他の体育館、特に近年できた体育館でどうなっているのかというところで比較をして、例示した方が分かりやすく、それをやっていただけないかということで、それはお願いしたいと思います。

(A委員)

3点ほど意見を述べさせて頂きたいんですけども、再三出ています、市との協議というのは非常に重要でその通りだと思うんですが、そこでサッカースタジアムの話がよく出てくるんですが、これに関して私が理解するところでは、2年くらい前に多分市のサッカースタジアムの委員会が解散していると思うんですね。その後どういうふうにしようかというのは全然聞こえてこないわけですよ。考えてみると、サッカースタジアムというのは御存知のように、公式戦が地元の試合が17試合なんですよ、年間、全部で。そうした時に、収益性を考えたときにものすごい負担になると思うんですが、どういう機能性を持たせるのかっていう、そういう議論が全く聞こえてきませんし、スタジアムっていうのはオープンスペースですから、コンサートとかコンベンションとかできるはずがないと。天候に左右されるし、色んなことがあったら。そういうことで、機能性が見えないので、どういう議論になっているかも分からないし、ここで議論してもあまり僕は意味がないと思うのが1点と。そういう中で今度議論している総合体育館はですねドーム型で、ここにスポーツを中心に置きながらも、やはり多目的、コンサートとか、コンベンションと一体となってやりましょうというふうな、私は再三言っているんですけど、そういうことで、収益性もあがってくると。例えば、私が思うにコンサートと国際的な会議を鹿児島県で年間それぞれ10件取れたらいい方だと思うんですよ。例えば、コンサートも、今度新しいところでやるかもしれないし、市のアリーナでもやるでしょうし、市民文化ホールでもやるわけですから、新しい施設規模のコンサートを取ってくるというのは、年に10回あれば相当いいなと。国際的なコンベンションも年に10回あればいいなということで。別にコンベンションホールを作るというのは、また費用負担が上がっていくわけですから、今回の施設に一体としてやるということが重要じゃないかなと思います。それが一点と。

それから、来場者の行動に伴う経済効果として、一応年51億円という試算を事務局が出しておりますけれども、来場者数40万人ぐらいを見積もっていることになると、1人当たりの消費がですね、平均すると1万3千円弱だと思うんですね。これに交通費とか、宿泊とか、食事とか、物販ということも入っていますので極めて平均的ですが、リーズナブルだなというふうに思うんですね。そういう宿泊も、飲食も、物販も、交通費も入れたらですね。そういうことで考えるとリーズナブルであると思うのですが、初期の建設費が245億円とか考えてあって、そうすると51億円となると、県全体としての経済波及効果とい

うのは、5年で取り戻せて、この施設をずっと50年60年使っていくわけですから、県全体の経済波及効果、経済波及効果を考えたときにその後はプラスになっていくと、県全体でみたら。僕はそういうふうに思ってるんですけども、そういう解釈でよいかどうかというのを、事務局の方に聞きたいなど。極めてこれは大きいことだと、いいことだというふうに思います。

それからあと、もう1点がPFIの話が出てますけども、やはりこれは民間資金を活用する、民間に整備も運営も主導権をもって任せるというふうな思想ですから、やはり収益が伴わないと民間企業はPFIやらないと思うんですね。E委員がさっきおっしゃったように。そうするとこの総合体育館の毎回言ってますが、棲み分けというのを考えないといけないと思います。例えば全国大会の予選とかこれは既存の県立体育館を使うとか、市民アリーナを使うとか、あるいは市町村の体育館を使うとか、いうふうなことをして、やはり運用でもうちょっと収益のあがる「みる」スポーツとか、多目的利用、こういうことを運用で考えていかないと、たぶんPFIで民間企業がやりましょうという状態にはならないわけで、これはもう最初から話があったように既存の施設との棲み分けを考えながら、この新しい総合体育館の運用をどうしていくかということが非常に大きなポイントになってくるんじゃないかなと。この後の委員会も議論になってくると思うんですけども。

(委員長)

はい、どうもありがとうございました。

ただ今、収支の話でございましたけど、これは先程のお話と連動していて、基本的にC委員から出たところをもう少し詳しく説明することによって、見える化してですね、そしてその上でまたそれを建設する際に議論していただければいいかなと思います。

それからPFI等々につきましてはそれをPFIでやって実現できるのか、そうでないのかというのは、次の段階で議論していけばいいかなというふうに思っております。

(西室長)

A委員の方から施設整備費と、経済波及効果についてお尋ねがございました。

A委員のおっしゃるとおり、施設整備費の試算は上限245億。一方で、経済波及効果のうち、維持管理・運営に伴う効果、これが毎年2.7億。来場者に伴う効果が、毎年51億。これは例年発生することが見込まれますので、毎年の効果としまして概ね53億程度。両方の数字を比較しますと、委員御指摘の通り、約5年ぐらいで、その回収が見込まれるということが試算されております。今後の検討にあたりましては、引き続きその可能性の視点からも検討を進めてまいりたいと思います。以上です。

(A委員)

まずあの最初に言いました、新しい施設ですね、やはりコンサートとか、

MICEが出てるんですけど、コンベンションもそんなに鹿児島で国際大会とれるわけじゃないから、一体として利用するというで考えた方が非常に県全体の財政、あるいはこの新しい施設の総合体育館の稼働率を考える場合にですね、いいと思うんですね。これは是非考えていただきたいなと思います。

(委員長)

はい、それでは他に何か御意見ございますか。よろしいですか。

はい、それではですね、概ね意見が出尽くしたということでございますので、今色々御意見いただきましたけれども、この基本構想(案)自体に対してこれはちょっとまだだよということではなかったと思います。この文言と、それから章のあり方とか、章の説明とか、そういったところもですね、こちらの方で皆さんから今御意見が出たことをまとめて、修正させていただきたいと思います。その中身につきましては、こちらの方で原案を作って、私と事務局でそれぞれ作業をして、そして皆様に確認をしていただきます。それで最終的にはこちらの方でとりまとめて、皆さんに認めていただくという形で進めていきたいと思っておりますけれども、それでよろしいですか。最終的にはこちらの方でとりまとめていくということで、御一任いただければと思っておりますけれどもよろしいでしょうか。はい、どうもありがとうございます。

それではですね、続きまして、2番目の議題の県民からの意見募集の結果についてということですね。それではこれにつきましては、事務局の方から御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(2) 県民からの意見募集結果について

(西スポーツ施設対策室長 説明)

(委員長)

はい。どうもありがとうございました。ただ今ですね、県民からの意見募集の結果についてということで御説明がありました。これにつきましては鹿児島県の方でこの委員会と平行して県民に意見の募集をやっていったわけですね。その辺について一応とりまとめができていくということで、今日ここで説明していただきましたけれども、これにつきましては、この委員会でそれをベースにして何か議論をしたということにはできないわけですが、今鹿児島県民からの御意見の結果が説明されましたので、皆さんからもそれに対して、御意見や御質問があったら、せっかくの機会ですから、御指摘いただければというふうに思います。

はい、どうぞ。

(A委員)

3ページにですね、体育館の名称とか、呼び方を変えてというふうな意見が、県民の方からも出てるんですが、前回の会議でも私申し上げたんですけども、私も色々な県民の方とお話をしたり、マスコミの報道も見ますと、やっぱり体

育館という、総合体育館という言葉でですね、全面に出ているので複合的な機能性をもった、総合体育館ですよというイメージがなかなか湧いてこないわけですよ。ですから、やはり誤解とか理解不足っていうのが相当あるというふうに私は感じていますので。是非ですね、この間も言ったんですけどここで変えることはできませんけれど、附帯事項といいますか、この間私が言ったのは「スポーツ・コンベンションセンター」的な名前がふさわしいんじゃないかと。そうするとイメージもちょっと湧いてこられるんじゃないかなと。体育館というと本当に従来の箱物の今の県立体育館を作るんじゃないかというネガティブな反応もありますので。是非ですね、「スポーツ・コンベンションセンター」がいいのかどうかについて、私はそう思うんですけど、事務局の方も考えていただいて、親しみやすい名前にしていただきたいなというふうに思います。

これが一点と、それからもう一つは1ページにですね、景観が台無しになる可能性が高く、観光立県の立場上反対とありますけれども、これも理解不足だと思うので、もうちょっとPRをしていかないといけないと思うのです。景観についても、再三ここで議論しているように、市の景観条例からも全然問題ないし、朝日通り等々からも阻害されていないし、私もこの週末にもう一週前に週末に自分1人で現地視察に行ってみたり、ずっと歩いてみたんですよ。そしたらウォーターフロントのところも残っておりますしね。景観を損なうことも全くないというふうに、私は自信持っていますね、ウォーターフロントとかそれからさっき言ったドルフィンポートの北側も合わせて、市民が憩えるようなイベントとか、あるいはウォーキングとか、ジョギングとか、あるいはオリンピックに採用されているさっき言ったスケボーとか若者がスケボーするところはがないと鹿児島は、こう言っているわけで。そういうふうな利用の仕方を是非していただきたいと。

それと、観光立県にですね、これものすごく僕は、先程言ったようにコンサートとコンベンションとかをやると、エクスカッションということで、長期滞在に繋がる観光も増えてくるんですね。だからさっきも53億円くらいの経済波及効果が鹿児島県全体としてありますよということでしたけれども、結局鹿児島県全体を考えれば、5年ぐらいで初期の建設費は賄えてですね、その後は年間53億円に上るですね、経済波及効果、観光振興の波及効果が出るわけですね。新総合体育館自体だけの収支も従来ある現体育館や鹿児島アリーナといった施設より改善しており、鹿児島全体への影響を考えれば、経済波及効果、観光波及効果は絶大であると思います。そういう捉え方、考え方をすべきだと思います。

それもですね、もうちょっとこうアピールしていただきたいなというふうに思います。それで、是非マスコミの方もいつも来られているわけで、その辺も総合体育館、総合体育館というから、ちょっとやっぱり県民の誤解も生むので、マスコミの方も十分理解されていると思いますので、その辺の表現の仕方、アピールの仕方、書き方、是非ですね、マスコミの方にも御協力いただきたいなというふうに思います。以上です。

(委員長)

はい、どうもありがとうございました。今の御意見、1番目は名称の問題ですね。総合体育館、体育館というのが、なんか昔の体育館のイメージとか、それを想記させるイメージとしてみんな持たれるので、これについてちょっとイメージを少し変えるというか、そういった意味でも、名称を少し考えた方がいいのではないかと。今、具体的に、「スポーツ・コンベンションセンター」という、そんな名前にした方がいいのじゃないかということですけども、それについてはどうですか。はい、どうぞ。

(C委員)

まさに私もちょっとそれ発言しようと思ってたんですが、この点はかなり重要な整備に向けて配慮すべき事項だと思いますので、43ページのところにもう最初のところに載せていいんじゃないかなと思います。つまり、検討委員会では、これを総合体育館と称していたが、今後は「スポーツ・コンベンションセンター」なり、アリーナなり、何でもいいんですけど、様々な先進事例の名称を踏まえながらこのイメージ、コンセプトにふさわしい名称に改名を検討するとしっかり書いたらいいと思います。

で、もう一つですね、そのこととネーミングライツの収入見込みみたいなものも非常に強く結びついてくると思うんですね。現在、例えば鹿児島市のアリーナは「西原商会アリーナ」といってますけれども、おそらくここで名前をつける正式名称+愛称みたいなものがあるって、ネーミングライツとともに成り立ってくると思うので、そのあたりはどういうふうに本当に考えるのかというのはすごく大事な点だと思うので、この委員会でこれを全部決めることは不可能だと思うのですが、少なくともどういう候補名称があり、それについて実際にきちんと検討しなければいけないということは盛り込むべきだと私は思います。以上です。

(委員長)

はい、どうもありがとうございます。

(B委員)

すいません、Bです。今の体育館の名前についてですけども、総合体育館というそのままの名前だとなかなか従来の考え方から抜け出せないというのはそれもそうかなと思ひまして、県民に愛される何か名称についてはよろしいのではないかと思います。ただやはりこれまでの検討会でも議論して確認してきましたように、この施設があくまでもアスリートファーストであるということのメッセージが覆るようなことであってはいけないということは肝に銘じていただきたいと思います。名前については以上です。

事務局に質問なのですけれども、今回県民へ意見募集をされて、今日提示していただいた基本構想(案)に事務局でこの意見募集をみた結果として変更を加えたとか新たに盛り込んだとかそういうことがあるのかどうかを教えてく

ださい。

(委員長)

名称については、今数名の委員から御意見がありましたように、イメージを新しくするというのでどういう名前にするかというのは少し検討しなければなりませんけれども、今出たようなところで、名称を新しくするというのを基本構想(案)のどこかに入れるということによろしいですか。はい、それは附帯意見として反映していただくようにしていただくようにしたいと思います。

では、さっきのB委員の御質問はどうでしょう。

(西室長)

B委員の方から、ただ今御紹介しました県民意見につきまして、今回提出した基本構想(案)の方に盛り込んだものがあるのかというお尋ねがございました。私どもとしましては、この基本構想(案)の作成に当たりましては、当委員会において専門的、客観的な議論を踏まえまして基本構想の案を作成していただきたいと。また、別のファクターとしまして、県民の方からの貴重な御意見を県としていただいた上で県の案として今後盛り込んでいけるか否かを検討していこうとしているところです。そのための参考と言いますか、そのために今日の検討委員会におきましても、色々なお考えを聞けるかと思っ、今日御紹介したところでございます。

(委員長)

ということですので、今日提案されている基本構想(案)とこれは別ということですね。はい、どうぞ。

(C委員)

ちょっとそれは残念だなと思います。せつかくまだ委員会開いているわけですから、これで御意見いただいたので、通常ですね、パブリック・コメントした場合は、最低でもフィードバックというか一問一答形式で、少なくとも今の県の認識であったとしても、この委員会でもここまでまとめた結果に対して、じゃあその御意見が要は整合するのか課題が残るのか、それともこういった辺りで今後検討の余地が残るのかとか、何か一問一答でいいので、それは返答すべきだと思います。当然それはその後の検討に際して、当然申し送りになることもあるかもしれませんが、私は先程A委員からもお話ありましたが、かなりここでいただいているものに対して、答えているものもすでに含まれていると思いますし、あるいは足りないところもあるでしょうし、逆に言う誤解に近いところもあると思いますし、様々なものが含まれていると思うので、それはやはりきちんと検証して現段階でこの委員会の議論との関係性ですね、それについてはきちんとできるようにしておいて、県民に返していただく、そこまでしておかないと、多分次の検討に、我々がそれをどういうふう

使っていこうかということに対する姿勢を示すということにならないと思うので、私は最後はそうすべきかなと思います。

(委員長)

これについてはですね、今日もちろんこういう形で議題としてあげているのですけれども、基本的にはこの委員会でこの基本構想(案)を作るときにはなかったわけです。同時並行でやって結果は出てなかったからですね。それで今これは鹿児島県の方ではこういう意見募集をやって、その結果についてはここに色々出てきていますけれども、私たち委員会が作り上げている基本構想(案)の中にこの意見と合致するものもたくさんあります。今日出していただいたのは、じゃあこういう意見が出ていながらも、これは基本構想(案)の中に入っていないけれども、ここに出てきた意見で何かそれに投げられるものはないかということで提案している訳です。だからここでやっていないからと言って、ゼロという訳ではなくて、お示しされた意見で入れるものは入れる、そしてその後基本構想(案)としてはもう一度提案をして、そして今度は県民からの意見募集、募集された意見というのはその上で実際にこれを作り上げていく際に、当然参考にさせていただければと思います。ここで作った今日議論している基本構想(案)については、当然これはパブリック・コメント等の手続を踏まなければなりませんから、そこでまた御意見をいただくと。そういった御意見を総括して、今度は行政として実際の案を作っていくということになると思います。という意味で、この委員会と鹿児島県がやった意見募集というのは、同時並行的になってしまうけれども、そのような取り扱いにしたと言うわけです。

(前田部長)

事務局から補足と言いますか、確認の意味で申し上げさせていただきます。今、委員長から御説明がありましたとおり、県民からの意見募集というのは県としてやっているというところがございます。本日、御説明させていただきましたのは、この委員会、最終段階なんですけれども、この基本構想(案)を策定するに当たりますと、これは大事な視点だよねとそういうのがあった場合にはじく理由がないと思ひまして、御紹介させていただいたというところがございます。じゃあ、この県民の御意見についてどう処理していくかということなんですけど、B委員からもオープンな御議論をという御指摘もございました。私どもとしてはできる限りいただいた御意見、批判的な御意見、反対の御意見もございまして、可能な限り県の考え方をきちんと説明をしていこうと思っております。その上で、また改めてパブリック・コメントをいただくことになろうかと思ひます。こういった県民の御意見、パブリック・コメントあるいは県議会での御論議ですね、こういうものをいただきまして、最終的に県としての基本構想をまとめていくと。そういう意味でこの先程からずっと議論していただいておりますけれども、客観的、科学的に検討していただいて策定していただくこの基本構想(案)のベースといたしますか、メルクマールに位置づけら

れたらという理解ということでよろしく願いいたします。

(C委員)

すいませんけど、これって今議題でやっているのですよね。報告事項ではなくて。

(委員長)

はい、一応議題に取り上げてはいます。

(C委員)

ということであると私はこれをどう取り扱うかということはこれは委員会としての意見なんですけど、実施主体は県であって委員会ではないと、パブリック・コメントではないと、パブリック・コメントはまた後でやるというのはそれはそれでいいのかなと思うんですけども、少なくともこのテーブルに意見結果が出てきていますので、この意見と今までの我々が検討してきた構想の素案、それとの整合性のチェックは私はした方がいいと、それは一つ一つですね。反対意見も含めてで良いと思います。要するに、一通り眺めたということで我々見ていますけれども、やはりこれを見てきちんと委員会としての共通認識として、これは整合性、これはちょっと相容れないね、この辺りは今後少し検討で調整可能というような何段階でも良いんですけど、少し仕分けをしたりコメントを付けたりその辺の作業はやって全然良いと思うし、逆にそれをしないと我々がこの意見をこのテーブルでどう受け止めたかということに繋がらないと思うんですよね。なので、その作業を私は是非やってもらいたい。形式は事務局にお任せしますけれども、何らかのやはりフィードバックが、このテーブルに出た以上はないといけないんじゃないかなと私は思います。

(委員長)

私は、これについてはやはりこの委員会でやってきた議論というのは、これについては結果としてまだ意見を見ないところで結論を出してきている訳ですよ。一方で、鹿児島県の方が独自に県民からの意見の聴取というのをやってきました。当然これは県民からの意見ですから、適当なものだと思います。それがたまたまと言ったらですけども、今日の委員会とそれから県民の意見とこの聴取の結果が調査結果が出た上で今日この日になっている訳で、それを取りまとめた上でですね、じゃあそれについて皆さん多分お目通しはしていると思うんですけども、何かここで議論したこととプラスアルファで、もしここで何かこれは入れた方が良くということであれば、それについて意見を聞こうかなと、出していただければ良いかなと思った訳ですね。まあ、報告事項の方が良いのかもしれませんが。だけれども、一応それでもし県民からの意見、先程もその名前の問題とかそういったものが出てきましたけれども、それは今この場に出てきたわけですから、委員会が一応それは良いよねというふうになっている訳ですね。だとすると議題という形を出して、そしてそれを入れます

よと言った方が良いのかなと思ってここにしている訳です。ではこれを精査するとなると、それはとてもじゃないですけど時間的にまた更にかかると思うんですよね。この委員会でやろうとすると。なので、そうすると最初からそういうことをやると予定してこれはスケジュールを組んでおかないといけない、委員会の中で県民からの意見を取り込んで議論をするということがないといけないですよ。ただそれはこの委員会では予定はされていなかったですから、当然県民からの意見というの必要ですけど、それは今日ここで議論している構想（案）が一応ここで予定されてそしてその後、県民からの意見についてはまた先程も言いましたけれど、県の取りまとめた結果を考慮した上で実際にそれをどうやっていくかというときに生かして行ってほしいと、そういうふうに私としては思っています。

（C委員）

これに関しては最終的な報告書には入ってこないということですか。

（委員長）

今、議事に行っているのですよね、それについては具体的には名前の問題というのは出てきて、それについては当然議論の中で出てきていたというのもあるのだけれども、先程のところ。それについては、いいよねと今のところなのでこれはこれに反映させますよということになると。だから、その他のことを一つずつ精査していくということになると、これは膨大な作業が必要になると思います。

（C委員）

日程としては、この委員会もう一回あるんですよね。もう終わりですか。

（委員長）

基本的にタイムスケジュール等々を考慮すると、できれば今日までというふうには思っておりますけれども。もう一回できますか。

（前田部長）

絶対今日じゃないといけないというわけではないんですけれども、現状県議会とかも通じましてお示ししているスケジュールとしては、1月下旬ということで公表はしているところであります。どうしてもということであれば、そこはまた考えたいと思いますけれども、一応公表しているスケジュールは1月下旬までということになっております。

（委員長）

ですから、基本構想（案）自体がもうかなりまだこれではということであれば、当然それは別にもう一回やるというのは念頭に置いてたのですが。

(C委員)

私はそういうふうに申し上げているのではなくて、要するにここに出てきた意見という名前の変更が必要ではないかということに関しては、我々見た上で、これは今後非常に大事だなと思って取り上げたわけですね。なおかつそれが恐らく報告書にも入ってくるんだと思うんですけども、要はそういう県民からの意見聴取の結果に対して我々がそれを委員会で取り上げて、議論した結果というものについての反映の仕方というか、そこが最終的にどうなるのかなというのが、反映というかその伝え方ということかですね、そこはある程度委員会として目は通してはいるんですけども我々委員としては。

(委員長)

C委員がおっしゃることは良く分かります。ただ、そうだとするとこの県民からの意見聴取も委員会としてやるべきだったと思うんですね。だけど、それは予定していなくて、鹿児島県の方がやった意見聴取です。だから、本当はこれ別にしてということも有り得たんですけども、鹿児島県の方がそれを集約しているということでしたので、一応これを皆さんにお見せをして、その中でこの委員会で決めてきたことと一致していることもたくさんありますし、それプラスここではないけれどもこれは取り上げた方がよいよねというのがあったら出してくださいということで、だからそういう意味では手続き的にはちょっとまずい部分もあるかもしれませんが、せっかく県民からの意見を聴取した訳ですから、皆さんにお見せして、もし何か付け加えるのがあったら今日出していただいて委員会としてはそこに出してきて、まあそれはそうですよねというのがあったら、この基本構想(案)の中に取り入れるということが出来るかなと、私はそう思っていました。

(B委員)

ちょっと質問なのですが、この意見募集はこの委員会がしたのではなくて県がしたと言われましたけど、多分一般の方からするとここは県の検討委員会だし、質問してきた先が良く分からないんじゃないかなと。で、違うという風に言われると、県がこことは別にこういう意見を募集したということだったので、じゃあこれはどこで考慮するということになるんでしょうか。

(委員長)

はい、それは私も非常にちょっとどうかなというところなんですけど。基本的にはこの委員会がこの県民への意見聴取をやろうと言ったことは一度もありません。そして鹿児島県が、県民からの意見募集するっていうことは、鹿児島県でやっている話です。県民からすると、県と委員会が分離してイメージされてないかもしれませんが、少なくとも、鹿児島県が意見募集をするっていうことは、委員会の中では決めていなかった。B委員がおっしゃられたように、県民からすると県と委員会っていうのは同じような形で進めているところがあるので、それで結論がまとまっていくんだしたら、少し皆さんにも提示して

何かこれで使えるようなことがあったらということで今日は提案しているということです。

(西室長)

すいません、ただ今の件につきまして、県の説明が足りませんでしたので、御説明しますが、県民からの意見募集につきましては、今日検討委員会の委員からいただいた意見につきましては、基本構想(案)に盛り込む方向で検討いたします。

これを含め、全ての御意見についても、県として受けとめ、一つずつ精査した上で、その取り扱いについて整理をして、委員や県民の皆様方に、きちんと情報を提供する趣旨でやっておりますので、きちんとそれは対処したいと思えます。

(委員長)

一つ確認ですけれども、ここで今日一応、先程一任していただいて、文言の修正とか要望事項とかそういったものを入れて、基本構想(案)を作ります。その基本構想(案)については、もうそのまま基本構想(案)に増訂される、そういうことでよろしいですね。

(西室長)

よろしいと思えます。

(委員長)

ということですね、申し訳ないですけど、そういった対応をせざるを得なかったということです。はいどうぞ。

(C委員)

決して案を見直せと言っているわけではなくて、要するに我々が今まで様々なデータを検討する中で、一つの案を出したわけで、その案とそこでの意見とか、どういうふうに関係があるのか整理すればいいと思えます。それを入れるか入れないかという話は色々あるかもしれませんが。それと相容れない例えば山の上に作れば良いよという意見があるのですが、それに関する様々な検討を見たときに経済波及効果であるとか、交通の利便であるとか、ということであるという案になるということは少し我々としてはそういう考えはないということがあると思えます。それは、それでそういうふうにして、私は発信すべきだと思えます。我々の委員会としては、一つの結論なわけですから。おそらくそれ程問題はないと思えます。取り上げられるものは取り上げていっておりますので、最終的なまとめる段階で我々の今の検討案というか整合性だけ整理して県民に分かりやすいようにまとめていただきさえすれば、それで私の言っていることは満たされるというふうに思っております。

(委員長)

はい。どうぞ。

(A委員)

これ見ましたけれど、我々が今まで議論していたことをかなり指摘されてると思うんですよね。これを考慮しましょうと、例えばバリアフリーとかですね、コンサート等の機材搬入口を大きくして欲しいとか、スポーツライブラリーも必要だとか、世界大会とか大規模イベントの誘致とか、県材、県の木材を使って欲しいとか、自然災害対応とか、アスリートを育成するとか、税金を使うんだから収益も考えてくださいということなんでしょうけど、随所にですね、我々が議論したことが入っているなど。結構一緒だなんて感じするんですよ。その中でさっき申し上げたように、やっぱりネーミング。名前のところが県民の方とお話すると、やはり従来型の箱物の体育館というイメージがあるので、やはり名前を変えた方がいいなど。私は一つの例として、「スポーツ・コンベンションセンター」的なものがないかなと思っているし、C委員がおっしゃったように、ネーミングライツも重要な収益源でもあるし、また名前も重要なのでそれも考えてもいいと思います。

それから1ページに景観の問題がありましたし、これもやっぱり説明の仕方だと思うんですよね。市の景観条例には触れませんよと、ナポリ通りとか朝日通りから見ても全然桜島見えますよとか。あるいは体育館の前にはウォーターフロントパークがあって、それがそのまま残り、市民が憩うように県民が憩うようにするんですよ。桜島なんか全然障害しないですよ、何回も見ていますけども。ちょっと説明がね、県としても、是非1回目からずっとマスコミの方も参加されて、認識もされていると思うので、その辺をよくPRしていただきたいなと思います。以上です。

(委員長)

どうもありがとうございます。これの取り扱いは難しいのですが、基本構想(案)の策定については別にならざるを得ないかなと思っているところです。なので、この県民からの意見についてはですね、それに対しての返答というか、基本構想(案)に対して県民からの意見というのがどういうふうに反映しているのか、あるいはこれはそうじゃないからこうであるとか、そういったことを評価という形になるのかなと思うのですけれども、それをこの委員会でやるのかどうか、大変難しいところがあるのかなと思っています。

なので、この県民からの意見の聴取については、今日の基本構想(案)、これが増訂されて答申も受けた上でのこれは意見であれば、その評価とかになるんだろうけれども、これはそうではない状態ですよ。なので、私としてはこれは非常に取り扱いが難しいです。ただ、こうやって出てきていることにおいては、丁寧に答えることは重要なことだと思うのですが、それをこの委員会でやるのかどうかというのは、またちょっと別の話なのかなというふうには思っていますけれども。これどういう取り扱いにしますか。

(長島次長)

すいません、度々事務局からでございます。今回、議事として挙げさせていただいておりますけれども、あくまで県民からの募集、県として県議会から御意見がございまして、募集をかけているところでございます。先程申しました通り、この結果については一つ一つを対応は整理して、情報提供はしたい。その際には、今までの検討委員会での御議論でございますので、そこも踏まえた上で県として情報提供をしたいと考えております。

ごめんなさい、これ議事としてしまったんですけれども、報告事項ということで。もしこれを御覧になられて、本日委員の皆さんの御意見でやっぱりこういうものがと、先程のネーミングみたいな話もあります。そういうものは挙げていただけたらと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

(委員長)

はい。そういう扱いにせざるを得ないのかなと思っはいますけれども。それでもよろしいでしょうか。

(C委員)

すいません。少なくとも名前話に関して最終の基本構想(案)にのせるということなので、決して別にそれを下げる必要はないのではない気もするのですが。いわゆるパブリック・コメントっていうその委員長の今の御発言でよく分かったんですけど。基本構想(案)の案が取れて、構想になってそれすいません。少なくとも名前話に関して最終の基本構想(案)にのせるということなので、決して別にそれを下げる必要はないのではない気もするのですが。いわゆるパブリック・コメントっていうその委員長の今の御発言でよく分かったんですけど。基本構想(案)の案が取れて、構想になってそれに関して御意見をいただいてということという、確かに取り扱いが難しいとおっしゃっているっていうのはよく分かりますが、まだある意味検討している段階ですし、その間に意見のあった非常に貴重な資料だと思いますので、きちんと議論をここで実際したわけですし、議題としてみてですね、名前をいれましょうと言っているわけですから。ただ、最終的な案としてこれを作っていく上でのとりかかりとして、少しきちんと事務局で整理されたほうがよろしいんじゃないですかと。特段、例えばここで言われていることと例えばこの構想が整合していないからといって、この基本構想(案)が否定されるものではないと思うし、我々としては説明をして、作っていったと正々堂々と言えいいだけの話だと思うんですが。なので、別に下げる必要もないし、整合していないことについて悪いと思う必要もないし、ここで私たちが考えた最大限の答えとしてこうなって、県民の皆さんの御意見がこういう関係にあるということだけを客観的に述べていけばそれでいいと思います。

(委員長)

どうもありがとうございます。なかなかこれはちょっと難しいところで、先

程の意見は取り上げているということで、確かに言われてみればそうですね。かなり混乱しましたがけれども、先程の意見は基本構想（案）のところに、意見として取り上げていくということなので、これについては議事としてそのまま残しておいて、鹿児島県の方、対応をちゃんとしていただくと。そういう形でよろしいでしょうか。どうもありがとうございます。それでは他にございませんでしょうか。

（F委員）

検討委員会としては、今回が最後ということだったと思いますけれども、今回の基本構想（案）には、しっかりと整備のスケジュールも出ていますので、できるだけこれに沿ったスケジュール、早くても令和10年度が整備の最終段階、そして11年度から供用開始ができるよう、それを目指して進めていただければということをお伝えしたいと思います。以上です。

（委員長）

どうもありがとうございました。他に何かございませんでしょうか。はい、よろしいでしょうか。

それではですね、この議題の2につきましては、以上で終わりたいと思います。先程出た名称につきましては、こちらと事務局で考えて、修正をさせていただければと思います。

それではですね、続きまして3番目のその他ですけれども、事務局の方から何かございますでしょうか。

（3）その他

（西スポーツ施設対策室長 説明）

（委員長）

はい、どうもありがとうございました。それでは、この件に関しまして、委員の皆さんから御意見、御質問ございませんでしょうか。

（B委員）

Bでございます。1点だけ、鹿児島市との意見交換の様子については、冒頭で御説明いただいたところですが、今は検討委員会がありますので、こういった場で議論することで県民の皆さんも分かり得ると思うのですが、この委員会が終わってその後、どのような形で市との調整とか協議の状況を積極的に県民に発信していかれるおつもりなのか、その辺のお考えがありましたら、お聞かせください。

（委員長）

はい。では、事務局の方からお願いします。

(前田部長)

はい、では私のほうから今の状況等でございますけれども、今、事務局から第1回の連絡会を開いたという話がありました。私どもの方からは総合体育館のお話をさせていただきまして、併せて鹿児島市からはサッカー等スタジアムの話、御意見をいただいたところでございます。

今の状況といたしましては、委員の皆様方もお分かりの通りでございますけれども、鹿児島市がサッカー等スタジアムについては3か所の候補地をお示しているような中で、県といたしましては一昨年の県議会でなかなか本港区エリアまちづくりのところは難しいですが、住吉町15番街区については申し出があれば、検討いたしましようということでお返ししているという状況でございます。報道等によりますと、下鶴市長はドルフィンポートにも何とか可能性があればというお話をいただいているところでありますけれども、県といたしましては、協議をする上ではもう少し具体がないと、実際どういうスタジアムを作るのか、どういうスペックなのかと、そういうのがなかなか分からないと議論が難しいよねという状況でございます。従いまして、もうしばらくはですね、そういう事務レベルのやりとりを鹿児島市とさせていただくことになるのかなと思っております。そして、もし熟度が上がってきてですね、これならというような状況になってくれば、ステージを上げて共有する必要もあり得ると。知事と市長の話もございますので、そのときは県民の皆さん、市民の皆さんにも提供とか、オープンにしながらですね、協議を進めていく形になるのかと思っております。

まだ今のところは、連絡会で事務的なそういう協議にあたっての詰めをしていかななくてはいけないという状況でございます。

(委員長)

はい。直近の話としてはそういうことだということですが、これさっきも説明があった中で、基本構想の中にも例えば、まちづくりや他の事業との関連とか、それから関係者との連携とか、そういったところが示されているわけですね。それをどういう形で、その議論していくのかと、そのような場をどうするのかというのがB委員の御質問だったということだと思っておりますが、そういうことですかね。

(B委員)

議論する場ももちろん、ぜひ作っていただきたいというのもありますけれども、今私がお聞きしたのは、それを事務レベルも含めて、協議が進んでいく状況をこの委員会がなくなったときに、県民に発信する場というか、そういうものは何か考えていらっしゃるでしょうかということです。

(委員長)

この基本構想(案)が答申されて、そしてそれがどういうふうな形で進捗しているのかということ、我々のみならず、県民市民の知る手立てとい

うか、それはどういうふうに考えますかということが、御質問ということでしょうか。これについては、どうでしょうか。

(前田部長)

すいません。今回、おまとめいただいたことといたしまして、この後今申し上げましたとおり、特に鹿児島市さんという大きなカウンターパートになろうと思いますけれど、色んなお話をさせていただかなくてはならないと思っています。できる限り、適宜適切にですね、今こういうことが話題になって、こういうお話をさせていただいていますよというのをですね、県としても情報発信させていただきたいと思っております。

(B委員)

今、委員長からありました、議論する場自体がないというか、そういうものについては私はぜひ作って欲しいというふうに申し上げたつもりでございませうけれども、何かお考えがありますでしょうか。

(委員長)

そういったまちづくりの場とか、連携をするためには、行政だけではなくて、色んな市民団体、それから業界の人、そういったところと話し合うようなそういった場というのができるのかどうかと。即答できないと思っておりますけれども、そういう考えがあれば、お話していただければと思っておりますけれども。

(米盛総括監)

本港区まちづくりでございます。私どもでまず、今後、本港区まちづくりにつきましては、グランドデザインに沿って進めておりますけれども、まずこのグランドデザインにつきましては、鹿児島市さん、関係者、色々なまちづくりの方を含めて策定してきたわけでございます。

その中で、まずは本港区エリアのグランドデザインにつきまして、多目的機能を有する総合体育館をまずは整備してまいります。その上で、コロナ収束後の社会情勢ですとか、多目的施設の活用状況等を注視しながら、検討していた宿泊機能、集客機能、また鹿児島市が検討しているまちづくりの方向性も念頭に置きまして、グランドデザインの開発コンセプトに基づいて検討してまいりたいと思っております。ただし、検討の枠組みというのは、今の段階ではちょっと念頭にないところでございます。

(委員長)

ありがとうございました。まちづくり等々意見が出てきましたので、その辺も何か対応できる形で進めていただければというふうに思います。

それでは他に何かございませんでしょうか。

(C委員)

一言、お礼を申し上げたいと思います。資料2について、随分前に、私、御無理を言って、評価基準が定まった際に、色々と御提案のあった場所についても同じような目を通して、評価できればというふうに申し上げたところ、全て真摯に対応していただきまして、ありがとうございました。

こういった形の透明性をちゃんと確保するような取組をやっぱり最終的な基本構想(案)が、どういう考え方でどんなふうに乗っているのか分かれればですね、そういった形になっていけばですね、必ずや今後の議論に資することになると思いますので、最終的なとりまとめも先程ちょっと私、しつこく御意見申し上げましたけれども、そういう形で、我々がこれをどんなふうに取り扱ってきたかと分かるようにしてくださるといいかなと思います。

最後のとりまとめ、よろしく願いいたします。

(委員長)

はい。どうもありがとうございました。

(E委員)

おそらく発言するのは最後なので、何度も重複して恐縮ですがけれども、今回のパブリックコメントといいますか、そういうのは全部そうですし、このテーブルでも議論になったところは、やはり総合体育館の基本構想を検討するんですけれども、これからまちにとってどのような影響を及ぼすかというまちづくりの議論に入ってくると思うんですね。これは、どうしても重要なことだと思っております。私は、これについては、総合体育館が核になるまちづくりというものないと思いますし、サッカースタジアムが核になるまちづくりというものないと思っております。基本的にやはり海を生かしたまちづくりといえは夢が広がりますけれども、これから議論するにあたって、サッカースタジアムを作るか、総合体育館を作るかというような議論よりも、もっと広い視点で鹿児島海を生かしたまちづくりというところで考えを広げていただきたいと思っております。苦渋の選択もあったり、難しい議論になるかもしれませんが、ここまで議論が沸騰してきますと次の第2ラウンドというものが一番大変だと思うんですけれども、ぜひ様々な意見を聞きながら、まちづくりの視点からよりよきウォーターフロント開発を目指していただきたいなということを最後に意見として申し上げます。

よろしく願いいたします。

(委員長)

はい、どうもありがとうございました。E委員からはこれまでずっとそういうお話をお伺いしてきました。基本的には、これはまち、鹿児島市、それぞれの市町村もそうですし、地域もそうですけれども、そこをどうしていくのかという中で、こういった施設をどういうふうに立地も含めて考えていくのかということは、やっぱりこれから非常に重要になってくるのかもしれない。基本的

には、この委員会では、総合体育館をどうするかということで始まった委員会ですので、こういった形で基本構想を提案するということをもって、言わざるを得ないわけですが、それにあたっては非常に詳細なデータを作っていて、その中で最大の合理的な判断をしていくということで、もちろん制約条件あるわけですが、ここまできたわけです。

今後は、今日のお話にも出てきましたけれども、これがひとつのたたき台でもあるかもしれません。それも含めて、ここをどうやっていくのか、鹿児島市がどうやっていくのか、鹿児島県がどうやっていくのかということを考えていければいいのかなというふうには思っています。

他に何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それではですね、本日、文言についてはちょっと後で調整させていただきますけれども、基本構想の案につきましては、とりまとめということになりました。

つきましてはですね、今後、この委員会として、この基本構想（案）を知事に提出したいというふうに考えております。

提出の際は、可能な限り委員の皆様にも御参加いただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

具体的な日程など詳細につきましては、事務局において調整をお願いしたいと思います。

それでは、事務局からほかに何か説明がございますでしょうか。

（西室長）

今、委員長から御紹介ありましたとおり、事務局の方から、提出の日程の調整など詳細については御連絡させていただきます。

またその後になりますが、先程もありましたように、基本構想の案というのをパブリック・コメントという形で、県民から御意見を募集していくこととしております。以上でございます。

（委員長）

はい、どうもありがとうございました。それでは、またよろしくお願いいたします。

それでは、委員の皆様から何か御意見、御質問等ございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、御意見、御質問はないですので、本日の議事は以上で終了したいと思います。

それではですね、この委員会は今日が最後になると思っておりますけれども、委員の皆様方におかれましては、一昨年の11月から始まりました第1回の委員会から長期間にわたって非常に熱心に、かつ建設的な御意見をいただきました。それにつきまして、委員長の私のほうから感謝申し上げたいと思っております。どうもありがとうございました。

そういった議論の中で皆様からの御意見を吸い上げながら、本日基本構想

(案) をとりまとめることができましたので、非常にありがたいと思っております。

鹿児島県におかれましては、この基本構想(案) をもとに基本構想を策定していただき、総合体育館が鹿児島県のシンボリックな施設として、県民をはじめ多くの方々に親しまれるような施設となるように、これから着実に取り組んでいただきたいというふうをお願いいたします。

最後になりますけれども、これまで委員会の運営に携わっていただいた皆様方、特に事務局の方々には非常に御苦勞をおかけしたと思います。詳細なデータ等を作っていただき、会議を進めるにあたって、非常に助かりました。改めて感謝申し上げたいと思います。

それから、委員の皆様方にも、遠方にも一緒に行っていたり、多大な御足勞、御苦勞をおかけしたと思いますけれども、本当にありがとうございました。この場をもちまして、感謝を申し上げたいと思います。

どうもありがとうございました。

(前田部長)

すみません。事務局からも御礼を申し上げたいと思います。

石塚委員長はじめ、委員の皆様にはそれぞれの立場から、貴重な御意見賜りまして、また委員会として基本構想の案をとりまとめていただきまして、誠にありがとうございました。

県といたしましては、いただいた基本構想(案) について、県議会での御論議や本日御説明した県民からの御意見、今後実施するパブリック・コメントを踏まえ、基本構想という形で策定したいと考えております。

この基本構想をもとに、新たな総合体育館が永年にわたり親しまれ、県民の皆様が誇れる施設となるよう、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

最後になりますが、委員の皆様のごこれまでの御尽力に改めて感謝申し上げますとともに、簡単ではございますが、御礼の言葉とさせていただきます。本当にありがとうございました。

(委員長)

はい。それではこれもちまして本日の委員会を終了したいと思います。

3 閉会